

特殊自動車の公道走行について

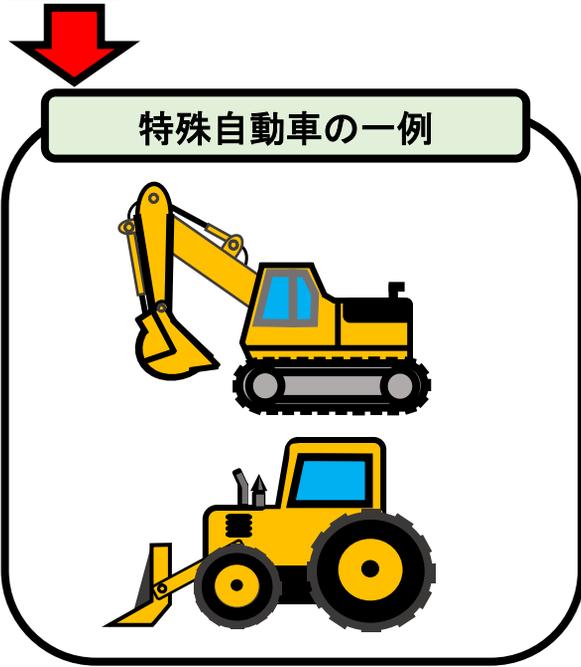
前提

道路以外の場所のみで用いる場合を除き、

- ① 自動車登録したものしか道路を走行させてはいけません
(小型特殊自動車を除く)
- ② 自賠責を締結したものしか道路を走行させてはいけません
(農耕用の小型特殊自動車を除く)
- ③ 自動車登録や自賠責を締結したものであっても、その自動車に応じた大型特殊免許や小型特殊免許を有しない者が運転してはいけません

大型特殊自動車

大型特殊自動車とは、カタピラ式など特殊な構造をもち、特殊な作業に使用する自動車で、車体の大きさや最高速度が小型特殊自動車にあてはまらない自動車です。



※高さについては、ヘッドガード、安全キャブ、安全フレームその他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下

上記の基準を **1つでも** 超えると
大型特殊自動車 になります。
※超えない場合は小型特殊自動車

大型特殊免許

大型特殊自動車を公道で走行させるには、**大型特殊免許**が**必要**です。

それ以外の免許種別（大型免許など）や車両系建設機械運転者資格では、公道で走行させることはできません。

免許種類	大型自動車	中型自動車	準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	小型自動車	普通自動車	小型特殊自動車	原動機付自転車
大型免許	●	●	●	●				●	●
中型免許		●	●	●				●	●
準中型免許			●	●				●	●
普通免許				●				●	●
大型特殊免許					●			●	●
大型二輪免許						●	●	●	●
普通二輪免許							●	●	●
小型特殊免許								●	
原付免許									●